

平成20年5月29日

自由民主党

総裁 福田康夫様

後期高齢者医療制度に関する要望

自由民主党新潟県支部連合会

会	長	稲	葉	大	和
幹	事	石	井		修
総	務	三	林	碩	郎
政	務	小	野	峯	生

後期高齢者医療制度に関する要望

本年4月から導入された後期高齢者医療制度に関しては、制度の発足に当たって、被保険者はもとより保険者たる市町村に対する説明も不十分だったことから、保険料が今までよりも低くなるとの説明を信じていたにもかかわらず、実際には扶養家族たる高齢者に対する新たな保険料の発生等や市町村から広域連合による運営への転換により、これまで市町村が単独で実施していた低所得者層対策が消滅したことによる保険料の発生が生じるなど混乱と不満が生じている。

また、本来、扶養家族たる高齢者の保険料徴収については半年間の猶予期間が設定されているにもかかわらず、誤って保険料を徴収するなど保険者たる市町村においても制度に対する理解不足が見られ、制度開始早々から混乱が生じており、まことに遺憾である。

このように制度の説明が十分に浸透していない中で、年金問題において、3月末までに終了すると約束した不明な年金記録の照合が解決されていないにもかかわらず、保険料の徴収方法として強制的に年金からの天引き制度を採用したことに対して国民の不満が噴出し、山口県2区の衆議院補欠選挙における結果として現れたものと理解している。

国民の安全と安心の確保を第一義とする我が党にあって、高齢化社会における医療制度のあり方は、今後の日本社会の行く末を左右する重要な政策であることから、党本部におかれては、後期高齢者医療制度について国民にわかり易く説明し理解を得るとともに、低所得者層に対する対応等についても万全の措置を行うよう強く政府に求めることを要望する。